

定款

一般社団法人ちむどんどん

謄本

令和6年6月28日作成



一般社団法人ちむどんどん 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ちむどんどん と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県うるま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、将来の日本を支える若者及び子どもの尊厳を守り、安心して生活し、自立できる環境を整えることで、誰もが幸福を追求することができる社会の実現に寄与することを目的とすると同時に、若者及び子どもたちの支援を行う団体を直接的・間接的にサポートすることで、志の高い団体の運営を良質化させ、有力な組織が相乗的に拡大していくことを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会問題の解決に取り組む団体に対する助成金等の間接的支援事業
- (2) 社会問題の解決に関する直接的支援事業
- (3) 社会的問題の解決に向けた普及啓もう活動
- (4) その他この法人の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。



(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

第3章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、当法人の目的に賛同して入会した者とする。

正社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同するために入会した個人又は法人

(入社)

第7条 当法人の正社員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(経費)

第9条 この法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、会員となったときは、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納した時
- (5) 除名された時



(退会)

第11条 会員は、退会届を代表理事に出すことで、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第12条 会員の除名は、正当な理由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第49条第2項に定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。



(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(員数)

第 20 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。
- 5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。



(代表理事・職務権限)

第 23 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解任

(招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 32 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで



に代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 36 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 7 年 6 月 30 日までとする。



(設立時の役員)

第 37 条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	長尾 晶郎
設立時理事	十河 幸太
設立時理事	山口 則彦
設立時監事	山本 純

(設立時代表理事)

第 38 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

香川県高松市昭和町二丁目 8 番 2 3 - 1 号

設立時代表理事 長尾 晶郎

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 39 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

香川県高松市昭和町二丁目 8 番 2 3 - 1 号

長尾 晶郎

沖縄県宜野湾市伊佐三丁目 3 番 7 - 8 0 1 号フラワーキャッスル宜野湾

十河 幸太

香川県木田郡三木町大字井戸 4 2 9 9 番地

山口 則彦

(法令の準拠)

第 40 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。



以上のとおり、一般社団法人ちむどんどん設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士山城朋彦は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年6月28日

香川県高松市昭和町二丁目8番23-1号

設立時社員 長尾晶郎

沖縄県宜野湾市伊佐三丁目3番7-801号フラワーキャッスル宜野湾

設立時社員 十河幸太

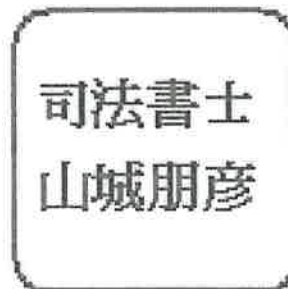
香川県木田郡三木町大字井戸4299番地

設立時社員 山口則彦

上記設立時社員3名の定款作成代理人

沖縄県うるま市安慶名三丁目40番11号

司法書士 山城 朋彦





同一の情報の提供

提供の日付：2024年7月3日

公証人：36020004 與那覇朝則



所属法務局：那覇地方法務局

公証役場：沖縄公証人役場

沖縄市美里一丁目2番3号

請求対象の登簿管理番号：24-3602000402004712

対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2024年7月3日

請求対象の処理公証人：36020004 與那覇朝則

所属法務局：那覇地方法務局

公証役場：沖縄公証人役場

沖縄市美里一丁目2番3号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。